

【東京地方検察庁の未だ審議中の老婦殺害老人ボーン「あすかの里」】で、二〇一二年、おやつの時間中に意識を失い、その後死亡した利用者の女性＝当時（七九）への注意義務を怠ったとして、職員が業務上過失致死罪に問われた事件。職員は無罪を主張し、弁護関係者からも「個人が刑事罰に問われれば弁護現場は萎縮し、担い手確保も難しくなる」と支援の輪が広がったが、今年三月、長野地裁松本支部は有罪判決を言い渡した。弁護側は控訴したが、現場では既に影響が出始めている。

長野・特養おやつ死亡事故 波紋

事件日：〇〇三年十一月十一日
に発生。利用者の女性がおやつのトーナツを食べた直後に意識を失い、心肺停止状態に陥り、救急搬送元の病院で約一ヶ月後死亡になつた。
誤嚥による窒息が原因だとさへ、やわらかい配膳を担っていた准

被護師の山口(よしと)が一
四年十一月、業務上過失致死罪
(注視義務違反)で起訴され、一
五年四月に裁判が始まった。
起訴状などによると、事故当
時、ホームの食堂では女性を含め
十七人がおやつを食べていた。職
員は配膳と介助のために山口被告
一人がいた。検察側は当初、
「被告が自分で食べられない他の
利用者に気を取られ、のじにドー
ンと詰まらせた女性を放置し、
窒息死させた」と主張した。



有罪介護現場は萎縮

のかけらしか残っておらず、大半を食べた後に意識を失ったと指摘。墮下障害専門医の証言も踏まえて墮死を否定し、無罪を主張した。

があつたためで、検察が主張する
ような冤罪のおそれがあるからとい
う理由ではない」と、ドナツ
の提供にも問題はなかつたと反論
した。

だが、三月二十五日の判決は死
因を「窒息死」とし、注視義務違
反を認定しつつ、あらわつて

「判決は検察側証人の医師の証言に全面的に依拠し、専門医の意見も踏まえて」審議には疑問があるなどと述べた。弁護団長の木嶋田赳夫弁護士は「判決は過失があったと認定。求刑通り罰金三十万円の有罪判決を言い渡す」と述べた。

したが判決の主張をしたこととく違
は、ませんでした。検察は遺漏を前提
に立件事したが、見守りを過失とす
るだけでは有罪に持ち込めないと
判断し、苦しきれの訴因変更をし
たのだう。しかし、そもそも死
因が窒息死でなければ過失との因
果関係もなくなり無罪だ」と主張
する。

民衆ではホーリー側と遺族は既に和解した。木嶋井護士は「介助者個人に刑事責任が問われるなんて、介護現場の現状をまったく直視していない」と懇願する。

サービス自肅や扱い手不足…拡大懸念

おやつ（駄菓子）の提供終了について

特報

個人に罪例がない

有罪判決がもたらす影響は計り知れない。「何かあるたびに個人が罪に問われては、介護の仕事をする人がいなくなる」。そんな危機感から、介護や医療に携わる人々が「無罪を勝ち取る会」を結成し、二〇一六年から無罪判決を求める署名活動をしてきた。今年三月までに裁判所に提出された署名は計四十四万五千五百三十一筆に上る。

「利用者にも悪影響」

になる」。支援活動に携わってきた「あずみの里」介護統括士長の手塚健太郎さんは職員にも利用者にもマイナスになると懸念する。「介護現場では常に生き残らざるを得ない、人間らしい生活を送る」ということを重視する。食べ物は生きる「この基準に照らすと、判決には不可解な点が多い」。長沼教授は、「どのような行為が犯罪で、それに対しどういう刑を科すべきであるか」はじめ法律に定める罪刑法典主義の近代刑法の基本原則。そうでないと、何をしたら犯罪になるのか

上の通りのやつ流動食のみにならぬ、おやきをやめたりすれば生活の質を損なう。さらに、手塚さんは「ただでさえ人手不足の介護職員のなり手もいなくななる」と危ぶむ。公金財団法人介護労働安定センターの調査では、一〇一七年度で人手が足りないと答えた施設は66・6%。厚生労働省によると、介護が必要な

代国家とは言えない」と指摘。介護現場の窮状がこれまで社会的に認められているのかどうか含め、「なぜ有罪となつたのかを多様な観点から分析すべきだ」と話す。

山口被告は本紙にコメントを寄せた。「当初は超額されたことの重大さと悲しみでいっぱいだつ

A black and white photograph showing the profile of a person's head and shoulders. The person has dark hair and is wearing a dark jacket. The background is out of focus.

では終われない。介護の未来のために、頑張っていかなければ」